

浜野ゴルフクラブ
会則

昭和58年4月8日制定
昭和63年3月3日改正
平成元年2月7日改正
平成2年2月16日改正
平成4年7月9日改正
平成6年6月22日改正
平成11年10月27日改正
平成12年7月10日改正
平成12年9月6日改正
平成16年3月14日改正
平成18年4月25日改正
平成19年1月3日改正
平成20年9月13日改正
平成20年11月15日改正
平成21年3月17日改正
平成21年4月12日改正
平成23年3月27日改正
平成25年10月21日改正
平成25年12月7日改正
平成26年12月7日改正
平成30年9月23日改正
令和元年11月9日改正
令和2年11月22日改正

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 このクラブは、浜野ゴルフクラブ(以下「クラブ」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 クラブは、株式会社浜野ゴルフクラブ(以下「会社」という。)が所有し、かつ経営するゴルフ場およびクラブハウス等の付属施設(以下「会社の施設」という。)を利用し、ゴルフとクラブライフを通して会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務所)

第 3 条 クラブの事務所は、千葉県市原市永吉字瓜ヶ谷 937 番地に置く。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 4 条 クラブの会員の種類は、次の通りとする。

- | | | |
|----------|------|--|
| (1) 正会員 | 個人会員 | 会社の株式 2 株を所有する個人で、正会員としての入会手続きを完了した者 |
| | 法人会員 | 会社の株式 2 株を所有する法人で、当該法人、および当該法人が指名した者(以下「記名者」という。)につき、正会員としての入会手続きを完了した者。
但し、記名者の範囲はその法人に所属する役職員に限定する。 |
| (2) 平日会員 | 個人会員 | 会社の株式 1 株を所有する個人で、平日会員としての入会手続きを完了した者 |
| | 法人会員 | 会社の株式 1 株を所有する法人で、当該法人、記名者につき、平日会員としての入会手続きを完了した者。
また、記名者の範囲は法人正会員と |

同様である。

(3) 名誉会員 理事会により特に名誉会員として推薦された者

(正会員の権利)

第5条 正会員（法人会員の場合には記名者）は、会社が別に定めた休場日および会社が特に定めた日を除く全ての営業日に、第7条の権利を行使できる。

(平日会員の権利)

第6条 平日会員（法人会員の場合には記名者）は、会社が別に定めた休場日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、および会社が特に定めた日を除く全ての営業日に、第7条の権利を行使できる。

(会員の権利)

第7条 会員（法人会員の場合には記名者）は、次の権利を有する。

- (1) 会社が別に定める料金で優先的に会社の施設を利用することができる。
- (2) 会社の施設において行われる諸催しに優先的に参加することができる。
- (3) ゲストの入場紹介をすることができる。

(預託金)

第8条 会員は、会員資格を喪失したときに限り、会社に対する預託金返還請求権を行使できる。ただし、会員は自己が所有する会社の株式が発行された時より10年間はこれを行使できない。

2 預託金には利息を付さない。

3 会員は、その所有する会社の株式の全株と一体としてでなければ預託金返還請求権を譲渡できない。

(株券)

第9条 会員は、自己の保有する2株券を1株券2枚に分割すること、1株券2枚を2株券1枚に併合すること、およびその他の株券の分割または併合を請求することができない。

(会員の義務)

第10条 会員（法人会員の場合には記名者を含む。）は、本会則に別途定めるほか、

次の義務を負う。

- (1) 会則およびクラブの諸規則を遵守すること
- (2) 会員総会および理事会の決議に従うこと
- (3) 理事会のクラブ運営に進んで協力すること

(入会)

第 11 条 正会員または平日会員として入会しようとする者は、クラブに対して所定の届出事項を添えて入会の申込みを行い、入会審査委員会の審査とこれに基づく理事会の承認（法人会員の場合には記名者についての審査・承認を含む。）を得た上で、所有する会社の株式の譲渡承認および名義変更ならびにその他所定の入会手続を行い、定められた入会金・名義変更料等を会社に納入し、クラブから入会通知書を受領することにより会員となる。ただし、入会しようとする者（法人会員の場合には記名者）は、入会の申込の時点で満 20 歳以上であることを要する。

(記名者の変更)

第 12 条 法人会員が記名者の変更を行おうとする場合には、クラブに対して所定の届出事項を添えて、記名者変更の申込みを行い、入会審査委員会の審査とこれに基づく理事会の承認を得た上で、その他所定の記名者変更手続を行い、定められた記名者変更料等を会社に納入し、クラブから記名者変更通知書を受領することにより、記名者の変更を行う。ただし、変更しようとする記名者は、記名者変更の申込の時点で満 20 歳以上であることを要する。

(年会費等)

第 13 条 会員は、理事会の承認を経て会社が定めたところにより、会社に年会費その他会社が定める諸費用を納入しなければならない。

(会社の施設利用代金)

第 14 条 会員（法人会員の場合には記名者を含む。）は、会社の施設を利用した際は、その都度会社が別に定める施設利用代金を会社に支払わなければならない。

(届出)

第 15 条 会員は、クラブに対する届出事項に変更が生じたときは、速やかに所定の書式によりその旨届け出なければならない。

(退会)

第 16 条 会員が退会するときは、所定の書式によりクラブに届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

第 17 条 会員は、次の場合にその資格を失う。

- (1) 会員が、その所有する会社の株式または預託金返還請求権の全部または一部を譲渡その他の事由により失ったとき
- (2) 会員（法人会員の場合には記名者）が死亡し、または法人（法人会員の場合）が解散したとき
- (3) 会員が退会し、または除名されたとき

2 前項の規定により会員の資格を失った者が生じたときは、会社は、会員であった者（その承継人を含む。）に対して、その保有する全株式を会社の定款に定めるところにより取得することができる。

(罰則)

第 18 条 クラブは、会員（法人会員の場合には記名者を含む。）が次の各号の一に該当するときは理事会の議決により戒告、一定期間会員の権利の行使停止または除名をすることができる。ただし、除名する場合は出席理事全員の合意を必要とする。

- (1) クラブの名誉を毀損する行為、またはクラブの秩序を乱す行為があったとき
- (2) 会則、細則等クラブが定める規則に違反したとき
- (3) ゴルファーとしてのマナー・エチケットに著しく違反する行為があったとき
- (4) 会社が定めるゴルフ場利用約款に違反する行為があったとき
- (5) 年会費その他会社に支払うべき費用等の支払いを正当な理由無く 6 ヶ月以上怠り、相当な期間を設けて催告を受けても支払わなかったとき
- (6) 会員の紹介によるゲストが会社のゴルフ場利用約款に違反する行為をしたとき

2 前項の処分を行うについて、理事会は、処分の対象となった会員に対し、処分前に弁明の機会をあたえなければならない。

第 3 章 役 員

(役員)

第 19 条 クラブに次の役員を置く。

理事長	1 名
副理事長	3 名以内
キャプテン	1 名
理事	15 名以内 (理事長・副理事長を含む。)
監事	2 名以内

(報酬、任期、資格)

第 20 条 クラブの役員は、原則として無報酬とし、その任期は 3 ヶ年とする。なお、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間その職務を行う。
- 3 役員は、役員就任時に 80 歳未満であり、且つ、会員等 (個人会員、および法人会員の場合には記名者をいう。第 3 章から第 5 章において同じ。) となつて 5 年以上経過したものでなければならない。

(理事・監事)

第 21 条 理事および監事は、会員総会の決議によって会員等の中から選任する。

- 2 理事および監事に欠員が生じたときには、その補充をすることができる。補充により選任された理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事および監事は、いつでも、会員総会の決議によって解任することができる。

(理事長・副理事長)

第 22 条 理事長は、理事会において理事の互選により選出する。

- 2 副理事長は、理事長が理事の中から指名し、理事会の承認を得て選出する。
- 3 理事長は、クラブを代表し、会員総会の議決に従つてクラブ運營業務を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に差支えあるときは、あらかじめ理事長が指定した順に従つてその職務を代行する。

(監事)

第 23 条 監事は、理事の職務執行を監査し、理事会および会員総会にその結果を報告する。

- 2 監事は、理事会および会員総会に出席して意見を述べる事が出来る。

(キャプテン)

第 24 条 キャプテンは理事長が会員の中からその任に相応しい候補者を選び理事会決議に基づき会社が承認する。

- 2 キャプテンはキャプテン杯を主催するとともに対外的競技に関する事項を分掌し、クラブ運営の円滑化を図るものとする。

第 4 章 会員総会

(会員総会)

第 25 条 会員総会は、クラブの意思決定機関とする。

(総会の構成)

第 26 条 会員総会は、正会員（法人会員の場合には記名者をいう。以下同じ。）および平日会員（法人会員の場合には記名者をいう。以下同じ。）をもって構成する。

- 2 会員総会の定足数は、会員の議決権総数の 5 分の 1 以上（委任状による代理出席を含む。）とする。

(議決権)

第 27 条 議決権は正会員 2 個、平日会員 1 個とする。

(定時総会)

第 28 条 定時会員総会は、事業年度末日から 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 定時会員総会は、次の事項を審議・決議する。

- (1)前年度クラブ運營業務報告
- (2)今年度クラブ運營業務計画
- (3)理事・監事の選任
- (4)その他クラブ運営にかかわる重要事項

(臨時総会)

第 29 条 臨時会員総会は、理事会が必要と認めたとき、または、会員の議決権総数の 5 分の 1 以上の会員から会議の目的事項を示した開催の請求が理事長にあったとき、理事長が招集する。

(議長)

第 30 条 会員総会の議長は理事長とする。理事長に差支えあるときは、あらかじめ理事長が指定した順に従って副理事長の一人が議長を代行する。

(決議)

第 31 条 会員総会の決議は、出席会員の議決権（議決権行使書による議決権行使および委任状による代理出席を含む。）の過半数により決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 2 会員は、議決権行使書を提出することにより、または他の会員に委任することによりその議決権を行使することができる。

第 5 章 理事会および委員会

(理事会)

第 32 条 理事会は、クラブを円滑に運営するため次の事項を審議・決議する。

- (1) 会員総会の決議に基づくクラブ運営計画の執行に関する事項
- (2) 本会則に規定する事項
- (3) 委員会の設置、廃止および委員長を選任に関する事項
- (4) クラブの会則および諸規則の制定・改廃に関する事項
- (5) クラブ運営に関する会社との協議事項
- (6) その他クラブの円滑な運営に必要な事項

(理事会の構成・運営)

第 33 条 理事会は、理事長、副理事長およびその他の理事で構成する。

- 2 理事会は、理事の過半数（他の理事に対する委任状を含む。）が出席することで成立する。
- 3 理事会は、理事長が招集し、議長となる。理事長に差支えあるときは、あらかじめ理事長が指定した順に従って副理事長の一人が招集し、議長となる。
- 4 理事会の決議は、議長を除く出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(定例理事会)

第 34 条 定例理事会は、年 6 回以上開催しなければならない。

(臨時理事会)

第 35 条 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、または理事の過半数から会議の目的事項を示した開催の請求があったとき理事長が招集する。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、議事録を作成するものとし、議長は出席者のうちから議事録署名人 2 名を指名し、当該署名人は、議事録に署名するものとする。

(議決事項の告知)

第 37 条 理事会で議決された事項は、各会員等への通知、会報への掲載またはゴルフ場内に掲示するなどの方法によってすみやかに周知徹底を図らなくてはならない。

(委員会)

第 38 条 クラブ運営を円滑に執行するため、理事会の下部機関として次の委員会を置く。

- (1)総務・財務委員会
- (2)入会審査委員会
- (3)フェロシップ委員会
- (4)コース委員会
- (5)競技委員会
- (6)ハンディキャップ委員会
- (7)ハウス・食堂委員会
- (8)プロ・キャディ委員会
- (9)ジュニア育成委員会

- 2 委員長は理事の中から理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 副委員長および委員は、会員等の中から委員長が指名し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 4 委員会は、委員により構成し、別に定めるクラブ細則に従ってクラブの円滑な運営に必要な業務を執行する。但し、委員長および委員は当該委員会の所掌である業務について、自己の所属するもしくは経営する企業と横浜野ゴルフクラブとの契約、取引を禁止する。
- 5 委員長、副委員長および委員は、原則として無報酬とし、その任期は、3 年とする。なお、再任を妨げない。
- 6 委員長、副委員長および委員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間

その職務を行う。

7 委員は、会員等となって3年以上経過したものでなければならない。

8 委員に欠員が生じたときは、その補充をすることができる。なお、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 章 評議員会

(評議員会設置)

第 39 条 理事および監事の候補者推薦および理事会運営上の進言の為の機関としクラブに評議員会を置く。

(理事・監事候補者推薦)

第 40 条 評議員会は理事会の要請に基づき、理事および監事の候補者の推薦を行う。理事および監事の欠員が生じたときも同様とする。

(評議員会規程)

第 41 条 評議員会の構成、責務等については別途浜野ゴルフクラブ評議員会規程に定める。

第 7 章 雑 則

第 42 条 クラブの運営に必要な諸規則は、別にこれを定める。

第 43 条 本会則の改正および諸規則の制定・改廃は、理事会が決議し、かつ会社の承認を経なければならない。

付 則

この会則は、令和2年11月23日より施行する。

浜野ゴルフクラブ細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、浜野ゴルフクラブ会則（以下「会則」という。）の施行および浜野ゴルフクラブ（以下「クラブ」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

第2章 会 員

(入会および退会の手続)

第2条 会則第11条および第16条の規定による入会および退会に関する手続は、別に定める浜野ゴルフクラブ入退会規約にもとづくものとする。

(年会費の年度期間および納入方法)

第3条 年会費の年度期間は、毎年1月1日から12月31日までを1年度とし、その額は会則第13条にもとづき理事会の承認を経て会社が定める。年会費の納入方法は、原則として当該会員が指定する預金口座からの自動振替とし、毎年1月末日までに当該年度分を一括して納入するものとする。

(諸費用の支払)

第4条 会員およびゲストは、ゴルフプレーなどでゴルフ場等会社施設を利用した場合それに伴う諸費用を利用当日に現金または会社が認めるクレジットカードで支払わなければならない。

(入場時の手続)

第5条 会員およびゲストは、入場に際し、備付けの用紙に所定事項を記入し、署名しなければならない。

(ゲスト紹介の責任)

第6条 会員は、会則第7条にもとづきゲストの入場紹介をした場合は、当該ゲストのゴルフ場等会社施設利用に関わる諸費用の支払および行為の一切について会社およびクラブに対し責任を負わなければならない。

(服装およびエチケット)

第7条 会員およびゲストは、ゴルフ場等会社施設内においてはクラブのドレスコードに従い適正な服装を着用し、エチケットおよびローカル・ルールを遵守しなければならない。

(営業行為等の禁止・制限)

第8条 会員及びゲストは、ゴルフ場等会社施設内において営業に関する行為、またはその広告もしくは掲示等を行ってはならない。また、会員名簿等を利用した営業に関する行為等も同様とする。ただし、会社および理事会の承認を得た場合はこの限りでない。

(所有物の破損・紛失)

第9条 会社およびクラブは、ゴルフ場等会社施設内において生じた会員またはゲストの所有物の破損または紛失に対して、その責に任じない。

(ゴルフ場利用約款の厳守)

第10条 会員およびゲストは、会社が定める浜野ゴルフクラブ ・ ゴルフ場利用約款を厳守するものとし、違背した場合会社からその利用を拒否されることがある。

第3章 委員会

(委員会の業務)

第11条 会則第38条に規定する委員会の担当業務は次のとおりとする。

①総務・財務委員会 :

クラブ運営の基本事項の研究、企画立案および審議に関する事項

会則他クラブ諸規則の研究、制定改廃に関する事項

クラブ運営にかかわる予算と決算に関する事項

人会金、年会費等諸費用に関する事項

設備投資計画等会社財務に関する事項

他の委員会の担当業務に属しない事項

②入会審査委員会 :

入会申込者の資格審査に関する事項

- ③フェロウシップ委員会 :
- 会員相互の親睦増進に関する事項
 - 各種行事の企画および実行に関する事項
 - 会員およびゲストのエチケット・マナーに関する事項
 - 会報の編集発行等クラブの広報に関する事項
 - 会則第 18 条に定める罰則に関する事項
- ④コース委員会 :
- コースの維持管理、整備改良およびレイアウトに関する事項
 - コース内の諸施設（売店を除く）、設備および植栽の維持管理に関する事項
- ⑤競技委員会 :
- ローカルルールおよびクラブ競技規則の制定および改廃に関する事項
 - クラブ公式競技年次計画の作成および変更に関する事項
 - 公式競技の運営に関する事項
 - クラブ対抗競技に関する事項
 - コースレートに関する事項
 - 研修会に関する事項
- ⑥ハンディキャップ委員会 :
- ハンディキャップに関する事項
- ⑦ハウス・食堂委員会 :
- クラブハウス、食堂、コース内売店およびこれに付属する施設、設備の維持管理、整備改良に関する事項
 - 食品、売店商品の選定および価格に関する事項
 - 食堂・売店従業員のマナー、サービスに関する事項
- ⑧プロ・キャディ委員会 :
- クラブ所属プロに関する事項
 - ハウスキャディに関する事項
 - 研修生に関する事項
- ⑨ジュニア育成委員会 :
- ジュニアゴルファー育成に関する事項

第4章 雑 則

(休場日等)

- 第12条 会則第5条および第6条に定める休場日は、1月1日とする。
前項のほか、会社は、降雨・降雪等天候による気象状況ならびに突発的事由等により止むを得ないものと認めた場合は、休場することができる。

(開閉の時間)

- 第13条 クラブハウスは、原則として午前7時に開場し、午後6時に閉場するものとする。ただし、クラブは、季節により開閉の時間を短縮し、または延長し、若しくはその他の処置をとることができる。

(変更・疑義)

- 第14条 この細則の規定に疑義のある時およびこの細則の施行に関し必要な事項は理事会の定めるところによるものとする。

(細則の改廃)

- 第15条 この細則の改廃は、理事会が決議し、かつ会社の承認を経なければならない。

付 則

- 1 この細則は、昭和59年11月22日より制定する。
- 2 昭和60年3月18日改正
- 3 平成元年2月7日改正
- 4 平成2年2月16日改正
- 5 平成4年7月9日改正
- 6 平成11年10月27日改正
- 7 平成12年9月6日改正
- 8 平成16年3月14日改正
- 9 平成19年3月1日改正
- 10 この細則は、平成23年3月28日より一部改正施行する。
- 11 この細則は、平成28年12月1日より一部改正施行する。

浜野ゴルフクラブ入退会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、浜野ゴルフクラブ会則（以下「会則」という。）第11条および浜野ゴルフクラブ細則（以下「細則」という。）第2条にもとづき、浜野ゴルフクラブ（以下「クラブ」という。）の正会員または平日会員（以下「会員」という。）として入会する者の資格および入退会の手続について定める。

第2章 入会資格

(入会資格)

第2条 クラブの個人会員または法人会員として入会を申込み者（以下「入会申込者」という。）は、会則第2条に規定するクラブの目的に賛同し、品格のあるクラブライフを営むのにふさわしい人物と認められる者で、かつ次の条件のすべてを満たす者でなければならない。

- (1) 他クラブで除名または会員資格の停止もしくはそれに類する処分を受けたことがないこと。
- (2) 暴力団構成員・準構成員ならびにその関係者でないこと。
- (3) 入墨（タトゥー含）をしていないこと。
- (4) 過去5年以内に破産の宣告を受けていないこと。
- (5) クラブの品位を傷つけ、名誉を毀損し、または秩序を乱すおそれがないこと。
- (6) 未成年者（満20歳未満）でないこと。

(推薦保証人)

第3条 入会申込者は、クラブに入会を申込みときは、クラブ在籍3年以上の正会員1名の推薦を受けなければならない。ただし、平日会員の入会希望者は、平日会員1名の推薦に代えることができる。

- 2 法人会員の記名者変更および親族譲渡に関しては、前項の限りではない。
- 3 入会申込者の入会を推薦する会員（以下「推薦保証人」という。）は、当該入会申込者がクラブ入会後も第2条に規定する資格を維持するのに必要な教示・

助言等を行い、推薦保証に反しないように努めなければならない。

- 4 入会后3年以上経過した会員は、原則として1年（歴年）につき5名の入会申込者の推薦保証人となることができる。
- 5 入会申込者の推薦保証人となった入会審査委員会の委員長、副委員長および委員は、当該入会申込者の入会資格審査を行うことができない。
- 6 入会申込者の推薦保証人となった理事は、当該入会申込者の入会資格を承認する理事会の議決に加わることができない。

第3章 入会申込および審査

（入会申込）

第4条 入会申込者は、次の書類をクラブに提出しなければならない。

- (1) 入会申込書、資格審査申請書、経歴書（各所定用紙） 各1通
- (2) 推薦保証人の推薦保証書（所定用紙に推薦保証人の自署押印したもの）
1通（第3条2に該当する場合は除く）
- (3) 発行後3ヶ月以内の全部事項証明書、または外国人登録原票記載事項証明書、在留カード或いは特別永住者証明書のいずれか（なお法人の場合は記名者の全部事項証明書、外国人登録原票記載事項証明書、または在留カード或いは特別永住者証明書のいずれか及び当該法人発行の所属証明書）
1通
- (4) 法人の場合、発行後3ヶ月以内の現在事項証明書 1通
- (5) 撮影後3ヶ月以内の写真（縦10cm・横8cm） 2枚
- (6) 旧姓使用の通称使用を希望する者は、旧姓が記載された戸籍個人事項証明書1通及び旧姓使用届（所定用紙）

（入会資格審査）

第5条 入会申込者から入会申込があった場合、入会審査委員会は、当該入会申込者について次のとおり審査を実施する。

- (1) 書類審査
- (2) 面接 : 面接は、入会審査委員会委員長と入会審査委員会委員の計2名以上が出席して行うものとする。ただし、入会審査委員会委員長に代えて他の理事または入会審査副委員長が行うことができる。
- (3) 同伴プレー : 同伴プレーは、入会審査委員会委員長と入会審査委員会委員の計2名以上が同伴して行うものとする。ただし、

入会審査委員長に代えて他の理事または入会審査委員会副委員長が行うことができる。

なお、法人内記名者変更に限り、理事会が認めた場合は同伴プレーを免除することができる。

(4) 推薦保証人ヒアリング

:入会審査委員会はある場合、推薦保証人から入会申込者との関係、推薦理由等についてヒアリングを行うものとする。

- 2 入会審査委員会委員長は、前項に規定する審査終了後すみやかにその結果を書面で理事会に報告しなければならない。

(入会申込の公示および異議申立)

第6条 入会審査委員会は、入会申込者について審査を開始すると同時に、入会申込者の住所、氏名、および経歴を明記し、写真を添付してクラブハウス内に1ヶ月間掲示することによって会員に公示しなければならない。

- 2 入会申込者の入会に異議のある会員は、公示期間内に理由を明記した書面で入会審査委員会に対し異議申立を行うことができる。
- 3 入会審査委員会は、会員から前項にもとづく異議申立書が提出された場合は、申立内容について慎重に実情を調査し、調査結果を書面で理事会に報告するものとする。

(入会資格の承認)

第7条 理事会は、入会審査委員長から第5条第2項に規定する審査報告書が提出された場合は、すみやかに審議を行い、入会申込者の入会資格について承認または不承認を決定しなければならない。

- 2 理事会が入会申込者の入会資格を承認する場合は、出席理事（委任状提出者を含む）の4分の3（端数切上げ）以上の同意を必要とする。

(入会資格承認通知書)

第8条 理事会が入会申込者の入会資格を承認したときは、理事長は、入会申込者に対し入会資格承認通知書を送付するものとする。

- 2 理事会が入会資格を承認しなかったときは、理事長は、入会申込者に対し入会資格不承認通知書を送付するものとする。この場合、理事長および理事会は、入会申込者に対し理事会が不承認とした理由等について開示する義務を有しない

- ものとする。また、不承認にかかわる異議申立等も一切受理しないものとする。
- 3 入会資格承認通知書の有効期限は、発行の日から1年間とする。
 - 4 理事会は、入会資格承認通知書発給後、入会申込書類に虚偽の記載事項を発見したときには、承認を取り消すことがある。

(再入会の制限)

第9条 退会した会員の再入会は、退会が理事会によって承認された日から満3年を経過していなければ申込みができないものとする。ただし、相続等によって株式会社浜野ゴルフクラブ（以下「会社」という）の株式を取得した場合、および会員種別を変更した場合、その他理事会が特に承認した場合はこの限りではない。

(法人会員の記名者変更)

第10条 法人会員の記名者の変更による入会申込については、この規約に定める手続を準用する。

第4章 入会手続

(入会手続)

第11条 入会の手続は、次のとおりとする。

- (1) 入会届の提出 : 所定用紙に必要事項記入署名押印の上、入会資格承認通知書と共にクラブに提出する。
- (2) 入会金の納入 : クラブが定める入会金を会社に納入する。
- (3) 株券・預託金証書の提出 :
譲渡または相続等によって取得した会社株式について自己名義に変更するため会社の株式取扱規則に定めるところに従い株券・預託金証書を会社に提出する。
- (4) 株式名義変更料の納入 :
会社が定める株式名義変更料を会社に納入する。

(会員資格の取得)

第12条 入会申込者は、第11条に規定する入会手続を全て終了した日をもって会員資格を取得するものとする。

理事長は、前項の規定により会員資格を取得した入会申込者についてその氏名と会員資格取得日（入会日）を理事会に報告するものとする。

第5章 会員証の発行

(会員証の発行)

第13条 クラブは、入会を承認され会員資格を取得した新会員に対し、会員証、記章、バッグ札を交付する。

(会員証等の紛失)

第14条 会員は、会員証、記章、バッグ札を紛失または焼失したときは、すみやかに会社に対し、紛失届等の必要書類を提出し、再発給を受けなければならない。

(会社株券・預託金証書の喪失)

第15条 会員は、株券・預託金証書を喪失したときは、会社が別に定める株式取扱規則による手続をすみやかに取らなければならない。

第6章 退 会

(退会手続)

第16条 退会手続は、次のとおりとする。

(1) 退会届の提出 : 所定用紙の必要事項記入署名押印の上、クラブに提出する。死亡退会の場合は死亡届をもって退会届に代えるものとする。会則第18条の規定により除名された場合は、理事長が発行する除名通知書の写をもって退会届に代えるものとする。

(2) 会社株式の譲渡承認請求 : 会社株式の譲渡については会社の株式取扱規則に定めるところに従うものとする。

(3) 会員証・記章・バッグ札の返戻 : クラブに返戻する。
紛失した場合は紛失届をクラブに提出する。

2 年会費等について未払金のある場合は、すべての未払金を清算してから退

会届を提出するものとする。

- 3 退会届を提出した会員は、退会届が理事会によって受理され、承認された時点で会員資格を失うものとする。

第7章 雑 則

(変更・疑義)

- 第17条 この規約の規定に疑義のあるとき、ならびにこの規約の施行に関し必要な事項は、会社株式の取扱いに関する事項を除き理事会の定めるところによる。

付 則

1. この規約は昭和60年3月18日より施行する。
2. 平成元年7月31日改正
3. 平成2年2月16日改正
4. 平成4年7月9日改正
5. 平成6年6月22日改正
6. 平成11年10月27日改正
7. 平成12年9月6日改正
8. 平成19年3月1日改正
9. 平成19年10月6日改正
10. 平成19年12月1日改正
11. 平成21年8月27日改正
12. 平成22年3月27日改正
13. 平成22年7月15日改正
14. 平成24年7月22日改正
15. 平成25年9月30日改正
16. この規約は平成26年9月1日より一部改正施行する。
17. この規約は平成27年5月1日より一部改正施行する。
18. この規約は平成28年12月1日より一部改正施行する。
19. この規約は平成30年4月22日より一部改正施行する。
20. この規約は平成30年7月22日より一部改正施行する。
21. この規約は平成30年9月23日より一部改正施行する。
22. この規約は令和元年10月27日より一部改正施行する。
23. この規約は令和3年9月26日より一部改正施行する。

浜野ゴルフクラブ入会までの流れ

《入会申込者の流れ》

《クラブ側の流れ》

